

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百八条の二十六第五号に規定する金融庁長官が定めるものは、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。ただし、平成二十二年金融庁告示第三百十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下この号において「連結自己資本規制比率告示」という。）第四条に基づき、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出している最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）については記載を要しない。</p> | <p>金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百八条の二十六第五号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、平成二十二年金融庁告示第三百十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第四条に基づき、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出している最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）については記載を要しない。</p> <p>一 対象役員（最終指定親会社の取締役（社外取締役を除く）がで</p> |

二 前号の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

イ 対象役員（最終指定親会社の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業者等（最終指定親会社の対象役員以外

きる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業者等（最終指定親会社の対象役員以外の役員及び従業者並びにその主要な連結子会社等（最終指定親会社の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の役員及び従業者（直近の事業年度中に退任した者を含む。）であつて、最終指定親会社又はその主要な連結子会社等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受け取る者のうち、最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

- 
- の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）並びにその主要な連結子会社等（最終指定親会社の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等という。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であつて、最終指定親会社又はその主要な連結子会社等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者のうち、最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- ロ 対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- ハ 対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
- ニ 対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項
-

|  |   |
|--|---|
| <p>三   第一号の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>イ   当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項</p> <p>ロ   特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。）、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。）及び割増退職金（当該事業年度において最終指定親会社又はその主要な連結子会社等の都合により退職した対象役員又は対象従業者等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項</p> <p>ハ   繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。）に関する事項</p> <p>四   前号に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>（別紙様式）</p> <p>〔別紙〕</p> | <p>三   対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項</p> <p>四   対象役員及び対象従業者等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項</p> <p>五   前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項</p> <p>〔別紙様式を加える。〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>  |   |